

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

| | | | | | | | |
|--|---|--|---|--|---|--|---|
| ○インターネット時事情報利用の随意契約の相手方に関する告示 (システム管理課) | 一 | ○荒川左岸南部流域下水道乾燥ばいじん(セメント原料化)収集運搬業務その4の落札者に関する告示 (荒川左岸南部下水道事務所) | 四 | ○中川流域下水道ばいじん(セメント原料化)収集運搬業務その2の落札者に関する告示 (中川下水道事務所) | 五 | ○がんセンター医療情報システム運用管理保守業務の随意契約に関する告示 (がんセンター) | 七 |
| ○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示 (西部振興) | 二 | ○荒川右岸流域下水道ばいじん(セメント原料化)処分業務その1に関する随意契約の相手方決定の告示 (荒川右岸下水道事務所) | 四 | ○中川流域下水道ばいじん(セメント原料化)収集運搬業務その3の落札者に関する告示 | 六 | ○(能谷建築安全センター) | 七 |
| ○(NPO活動推進課) | 二 | ○荒川右岸流域下水道ばいじん(セメント原料化)収集運搬業務その2の落札者に関する告示 | 五 | ○中川流域下水道ばいじん(セメント原料化)収集運搬業務その1の落札者に関する告示 | 五 | ○(越谷建築安全センター) | 七 |
| ○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染区域の指定 (水環境課) | 二 | ○荒川右岸流域下水道ばいじん(人工軽量骨材化)収集運搬業務その2の落札者に関する告示 | 五 | ○中川流域下水道ばいじん(セメント原料化)収集運搬業務その4の落札者に関する告示 (荒川右岸下水道事務所) | 五 | ○(川越建築安全センター) | 六 |
| ○広域災害・救急医療情報システム整備・運営業務の随意契約の相手方等に関する告示 (医療整備課) | 三 | ○荒川右岸流域下水道ばいじん(セメント原料化)処分業務その2の落札者に関する告示 | 四 | ○中川流域下水道ばいじん(セメント原料化)収集運搬業務その2の落札者に関する告示 | 六 | ○(能谷建築安全センター) | 七 |
| ○大規模小売店舗の廃止に関する告示 (商業支援課) | 三 | ○荒川右岸流域下水道ばいじん(人工軽量骨材化)収集運搬業務その2の落札者に関する告示 | 五 | ○中川流域下水道ばいじん(セメント原料化)収集運搬業務その2の落札者に関する告示 | 六 | ○(能谷建築安全センター) | 七 |
| ○雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課) | 四 | ○荒川右岸流域下水道ばいじん(セメント原料化)収集運搬業務その3の落札者に関する告示 | 五 | ○中川流域下水道ばいじん(セメント原料化)収集運搬業務その2の落札者に関する告示 | 六 | ○(能谷建築安全センター) | 七 |
| ○荒川左岸南部流域下水道乾燥ばいじん(セメント原料化)収集運搬業務その3の落札者に関する告示 (荒川左岸南部下水道事務所) | 四 | ○荒川右岸流域下水道ばいじん(セメント原料化)収集運搬業務その3の落札者に関する告示 | 五 | ○中川流域下水道ばいじん(セメント原料化)収集運搬業務その2の落札者に関する告示 | 六 | ○(能谷建築安全センター) | 七 |

告示

埼玉県告示第八百四十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年六月九日

埼玉県知事 上田 清司

1 購入等件名及び数量
インターネット時事情報利用一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社時事通信社 東京都中央区銀座5丁目15番8号

5 契約金額
37,800,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

埼玉県告示第八百四十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年六月九日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年五月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人トレイル・オリエンテering協会

三 代表者の氏名

田中博

四 主たる事務所の所在地

埼玉県入間市東町一丁目十五番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、(社)日本オリエンテering協会に協力し、日本国内における、トレイル・オリエンテeringの普及推進を図るとともに、環境保全に関する事業を行い、国民の健康体力の向上と障害者スポーツおよび生涯スポーツの振興ならびに環境の保全に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第八百四十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年六月九日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年六月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人環境保全協会

三 代表者の氏名

根岸 敏文

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区岸町一丁目九番二号

五 定款に記載された目的

(変更前)この法人は、諸施設に対し、節水、節電、自動車の燃費節減など省エネの普及を行い、環境の保全に寄与することを主な目的とし、併せて点字入名刺の普及、作成事業による福祉の増進を図る活動を行う。

(変更後)この法人は、諸施設に対し、食品残渣の再資源化装置の普及と排出物の再利用を促進する活動を主な目的とし、併せて点字入名刺の普及、作成事業による福祉の増進を図る活動を行う。

埼玉県告示第八百四十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

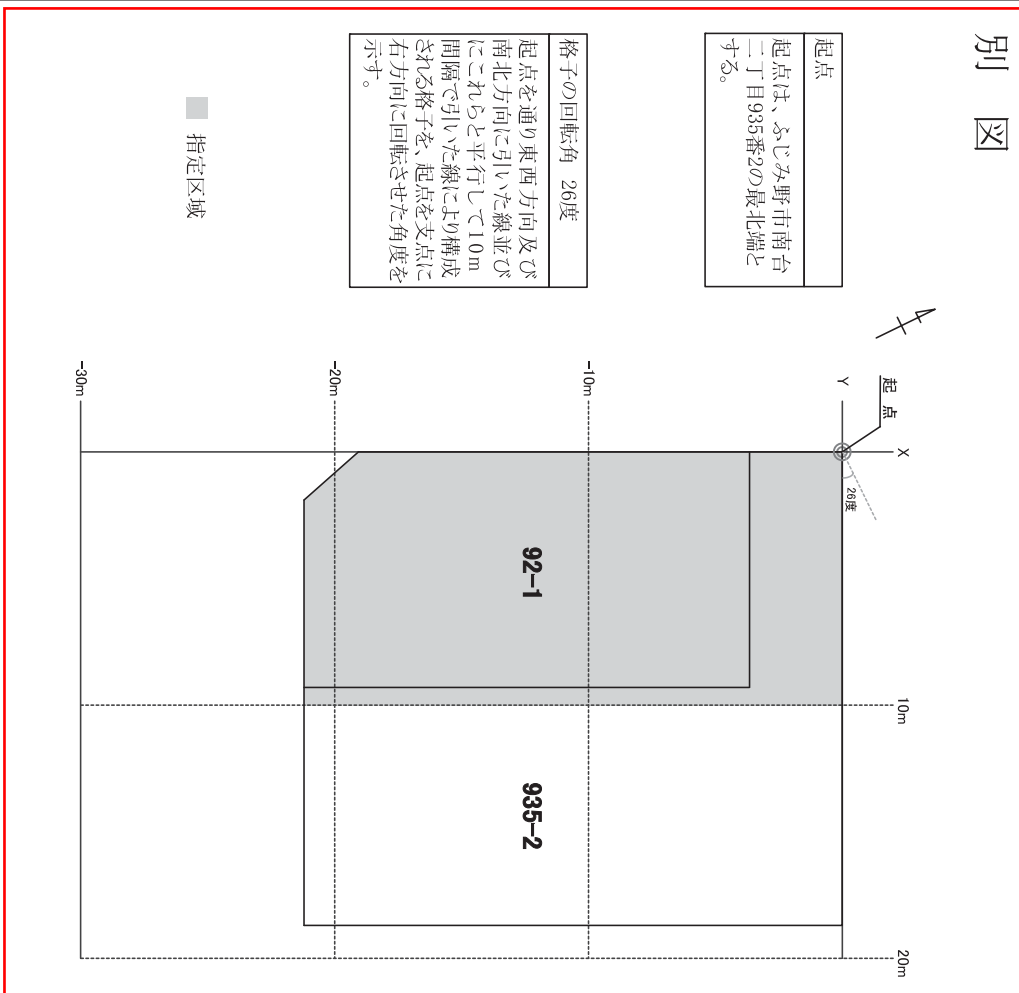
平成二十一年六月九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定する区域

別図のとおり(ふじみ野市南台二丁目九三五番二の一部、鶴ヶ舞一丁目九二番一)
二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称
ほう素及びその化合物

引 図



埼玉県告示第八百四十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年六月九日

埼玉県知事 上田 清 臣

- | | |
|--|--|
| 1 購入等件名及び数量 広域災害・救急医療情報システム整備・運営業務 一式 | 3 丁目15番1号 |
| 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 埼玉県保健医療部医療整備課医療整備担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 | 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 社団法人埼玉県医師会 埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目5番1号 |
| 5 契約金額 109,960,000円 | 5 契約金額 |
| 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約 | 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約 |
| 7 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当 | 7 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当 |

埼玉県告示第八百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十一年六月九日

埼玉県知事 上田 清 司

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社イトーヨーカ堂 越ヶ谷店
越谷市越ヶ谷一丁目六百番地 一 外
- 二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
越谷ゴム工業株式会社 代表取締役 小暮 進勇
越谷市越ヶ谷一丁目十六番六号
- 三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日